

第 1 号議案

流山都市計画パレットコート松ヶ丘地区地区計画の決定について（付議）

流山都市計画地区計画の決定（流山市決定）

都市計画パレットコート松ケ丘地区地区計画を次のように決定する。

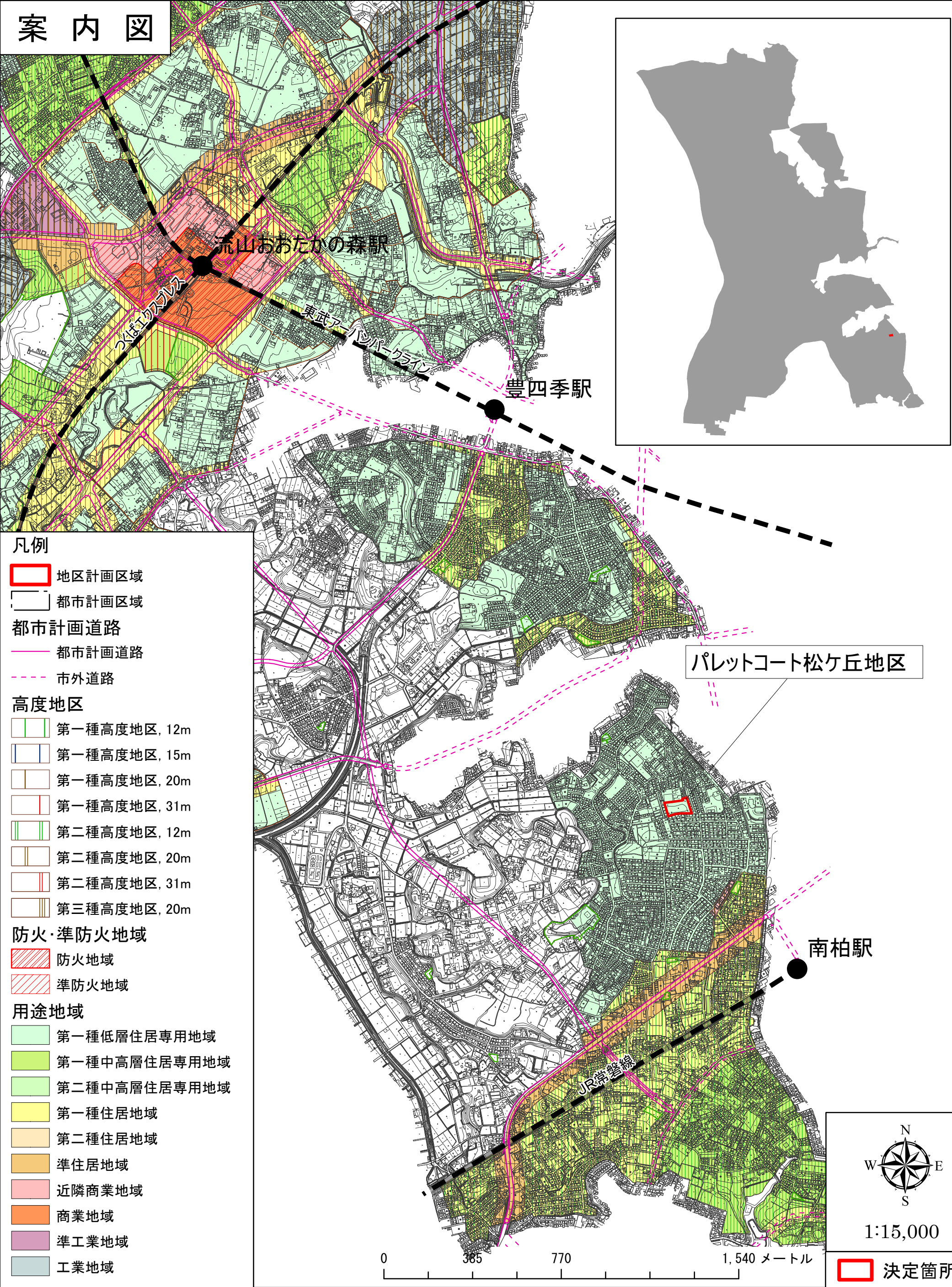
名	称	パレットコート松ケ丘地区地区計画
位	置	流山市松ケ丘5丁目の一部の区域
面	積	約0.6ha
地区計画の目標		本地区は、JR常磐線南柏駅の北西約0.9kmに位置し、宅地開発による計画的な土地利用が行われることにより、良好な居住環境が形成される地区である。 そこで、地区計画を導入することにより、周辺の住宅地と調和した、良好な居住環境を形成及び保全することを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針		地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並み及び緑あふれる住環境の形成を図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の容積率の最高限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅で3戸以上のもの 2 寄宿舍又は下宿 3 公衆浴場 4 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度 135㎡
		建築物の容積率の最高限度 120
		壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次に掲げるものは、この限りでない 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物の部分。 2 出窓で、床面からの高さが30cm以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50cm以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること。 3 車庫等で、高さが3m以下、かつ、床面積の合計が30㎡以下のもの。 4 物置等で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以下のもの。

地区整備計画	建築物等に関する事項	かき又はさくの構造の制限	道路沿いに設けるかき又はさくの構造は、生垣又はこれに類する植栽とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 1 透過性のあるフェンス又はさくで、宅地地盤面からの高さが1.2 m以下、かつ、基礎の高さが宅地地盤面から40 cm以下のもの。 2 門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、片側2 m以内、かつ、宅地地盤面からの高さが1.2 m以下のもの。
--------	------------	--------------	---

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

パレットコート松ヶ丘地区地区計画

案内図



パレットコート松ヶ丘地区地区計画

計 画 図

